

判決年月日	平成29年6月14日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成28年(行ケ)10071号		
<p>○ 名称を「機密管理装置，機密管理方法，及びプログラム」とする発明について，一致点及び相違点の認定並びに容易想到性に関する判断の誤りを認め，拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を取り消した事例</p>			

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

(関連する権利番号等) 特願 2010-256734，不服 2014-11278 号

判 決 要 旨

原告は，名称を「機密管理装置，機密管理方法，及びプログラム」とする発明（本件発明）について特許出願(特願 2010-256734)をしたが，拒絶査定を受けたことから，被告に対し，拒絶査定不服審判を請求したところ(不服 2014-11278)，被告は，審判請求を不成立とする審決をした。

本件発明は，機密事項を扱うアプリケーションを識別する機密識別子を記憶した機密識別子記憶部と，当該アプリケーションが行う送信処理の送信先がローカル以外である場合にはフックしたシステムコールを破棄することによって当該送信を阻止し，そうでない場合にはフックしたシステムコールを開放する送信制御部とを備えた機密管理装置に係るものである。

審決は，一致点，相違点 1 及び 2 を認定した上で，相違点 1 につき，次の通り判断して，本願発明は引用発明(特開 2009-217433 号公報記載の発明)並びに当該技術分野の周知技術及び常とう手段に基づいて当業者が容易に発明することができたものであると判断した(なお，相違点 2 に関する認定・判断については，原告も争わない。)

① 本願発明と引用発明の一致点及び相違点は，以下のとおりである。

(一致点)機密事項を扱うアプリケーションを識別する機密識別子が記憶される機密識別子記憶部と，実行部がアプリケーションを実行中にファイルに対する送信処理に係るシステムコールを検知し，当該アプリケーションが，前記機密識別子記憶部で記憶されている機密識別子で識別されるアプリケーションである場合に，ファイルの送信先に応じて送信を阻止するか否かを決定する制御部とを備える機密管理装置である点。

(相違点 1)ファイル送信の阻止の条件に関し，本願発明では「アプリケーションが，前記機密識別子記憶部で記憶され」ているほかに，フックした「送信処理に応じたシステムコール」の「送信先がローカル以外である場合」が条件であるのに対して，引用発明では，ファイルの送信に係る「取得された指令に関するファイルの入力元のアプリケーションの識別子とファイルの出力先となる記憶領域」とが「保護方法データベース」に記憶されているほかに，「ファイルの出力先となる記憶領域の安全性が低い場合」が条件である点。

② 引用発明につき，周知技術を適用し，ファイル送信の阻止の条件として，アプリケ

ーションが機密識別子記憶部に記憶されることのほかに、適宜、OS への処理要求に基づくファイルに対する処理がローカル以外へのファイル送信であった場合を条件とすること、すなわち、相違点 1 に係る構成とすることは、当業者が容易に想到し得た。

これに対し、原告は、本件において、引用発明の認定の誤り、一致点の認定の誤り及び相違点の看過、相違点の認定の誤り及び容易想到性判断の誤りを取消事由として主張した。

本判決は、引用発明の認定の誤りは認めなかったものの、次のとおりに認定、判断をして、一致点の認定の誤り及び相違点の看過、相違点の認定の誤り及び容易想到性判断の誤りを認め、審決を取り消した。

① 本願発明の「機密識別子」は、「機密事項を扱うアプリケーションを識別する」ものとして定義されるものであり、また、本願発明の技術的思想は、アプリケーションが機密事項を扱うか否かによって送信の可否を判断することにある。これに対し、引用発明の技術的思想は、入力元のアプリケーションと出力先の記憶領域とにそれぞれ設定された安全性を比較することにより、ファイルを保護対象とすべきか否かの判断を相対的かつ柔軟に行うことにあり、入力元のアプリケーションの識別子は、それ自体として直接的には機密事項を扱うアプリケーションを識別する作用ないし機能は有しておらず、ファイルの保護方法を求める上で比較のため必要となる入力元のアプリケーションの安全性の程度を得る前提として、入力元のアプリケーションを識別するものとして作用ないし機能するものである。また、このように本願発明の「機密識別子」と引用発明の「識別子」が相違することから、それぞれを記憶した本願発明の「機密識別子記憶部」と引用発明の「保護方法データベース」も相違する。

この相違点については、引用発明の技術的思想に鑑みると、引用発明から出発して本願発明の構成とすることは引用発明の技術的思想に反することとなり、阻害事由があるから、容易想到とはいえない。

② 本件審決は、相違点 1 としてファイル送信の阻止の条件を認定するが、本願発明と引用発明とは、ファイル送信を阻止しない条件においても相違することを看過している。

本願発明においては、「当該アプリケーションが、機密識別子で識別されるアプリケーションでないか、又は、送信先がローカルである場合に、当該フックしたシステムコールを開放することによって当該送信を実行する」のに対し、引用発明においては、「入力元のアプリケーションの識別子の安全性よりも出力先の記憶領域の安全性の方が低くない場合に、ファイル送信を実行する」点でも相違する。この相違点の看過も、①と同様に、審決の結論に影響を及ぼす。